

(本訴事件) 平成28年(ワ)第27562号 損害賠償等請求事件

(反訴事件) 平成29年(ワ)第14391号 債務不存在確認請求事件

(反訴事件) 平成30年(ワ)第3253号 損害賠償等請求事件

本訴原告(反訴被告) 池田修一

本訴被告 株式会社ウェッジ/大江紀洋/村中璃子

反訴原告 村中璃子

## 準備書面(12)

平成30年11月13日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

被告村中璃子訴訟代理人弁護士 藤 本 英 二



被告村中璃子は、下記のとおり弁論を準備する。なお、略語等は特に記載しない限り従前の例による。

記

被告村中璃子準備書面（11）第4で述べたとおり、本件成果発表会及びNEWS 23における原告池田修一の発表は「捏造」と評価できるものであり、本件各記事の内容は、重要な部分において真実である。仮に被告村中璃子準備書面（11）第4で述べたところにより、本件各記事の内容が重要な部分において真実であるとの証明があったと認定されない場合であっても、以下述べるのとおり、本件各記事の内容は、真実であり、少なくとも真実相当性が認められる。

## 第1 本件各記事の内容と「捏造」の意味するところ

本件訴訟において、原告池田修一は、本件雑誌記事及び本件ウェブ記事の「捏造」の意味に関し、「原告がA氏から子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚も手渡されたにもかかわらず、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを選んで発表した事実」の摘示のみをもって、原告池田修一の行為を「捏造」と表現したと主張した上（訴状第2の3（1）・3～5頁、原告準備書面（4）1（1）・1～2頁）、当該事実は存在しないことから、原告池田修一は「捏造」行為を行っていないと主張する。

しかしながら、本件各記事につき、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、かかる原告の主張が誤りであることは明らかである<sup>1</sup>。

以下、一般読者の普通の注意と読み方に照らして、本件各記事の内容を検討する。本件各記事の内容は、以下1、2のとおりである（原告池田修一が名誉毀損であると主張する部分は、下線部のとおり）。

---

<sup>1</sup> 記事を書いた本人である被告村中璃子も本件各記事全体を通じ、原告池田修一の行為を「捏造」と指摘したと供述し（村中調書19頁）、第一義的には、ワクチンを打っていないマウスの脳切片を示しながら子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳だけに異常が起きたと原告池田修一が発表したことを「捏造」と指摘した旨供述している（村中調書12～13頁）。

## 1 本件雑誌記事（甲1）

### （1）タイトル

「研究者たちはいったい何に駆られたのか」「子宮頸がんワクチン薬害研究班崩れる根拠、暴かれた捏造」（甲1・40頁）

### （2）冒頭部分

『明らかに脳に障害が起こっている。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者の共通した客観的所見が提示できている。』『子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ、脳の海馬・記憶の中枢に異常な抗体が沈着。海馬の機能を障害していそうだ。』

「しかし、3カ月に及ぶ取材で明らかになったのは、信じがたい捏造行為の存在だった。」「池田教授のコメントを正しく修正すると次のようになる。『子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳にワクチンによる異常が発生したという科学的事実はなく、そもそも、このマウス実験はワクチン接種後に症状を訴えている患者とは何ら結びつけることができない実験だった』」（甲1・41頁）。

### （3）医学部長が遺伝子頻度を理解せず

「まず崩れたのが『遺伝子』だった。」として、「池田教授は、子宮頸がんワクチンによる脳障害を訴えている患者の約8割がDPB1\*05:01という免疫に関わる遺伝子を持っており、日本人の平均頻度約4割の倍以上だ、と発表した。」こと、これが『保有率と遺伝子頻度の混同』という基本的ミスによる誤りであることが指摘されている（甲1・41頁）。

「マウス実験についても、専門家の間では疑義が上がっていた。当初から囁かれていた疑義は2つ。この特殊なマウスを使った理由と、実験デザインが明らかにされていない理由である。」とあり、NF-kBp50欠損マウスは（ワクチン接種の有無にかかわらず）加齢により海馬に神経細胞死（神経変性）が生じること、母集団の数、

ワクチン投与量、エラーバーといった基本的な情報がないことが指摘されている（甲1・41～42頁）。

（4）責任をなすりつける研究班長 N=1で動じない実験担当者

「去る6月3日、再三再四の申し入れに対し、ようやく取材に応じたA氏は、耳を疑うような発言をした。『他のワクチンを打ったマウスでも緑色に染まりますよ。』」

「A氏によれば、実験は、ごく初期段階の試験的なもの。通常なら10～20匹は用意するノックアウトマウスを3～5匹ずつ用いて、子宮頸がんワクチン（サーバリックス）、インフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチン、生理食塩水をそれぞれ接種して観察した。」「手渡した資料には子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあった。しかし、池田教授は、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わせられたスライドだけを発表したのだという。これは重大な捏造である。」

「チャンピオンデータとは、仮説にとって都合の良いデータのこと。科学に求められるのは、結果を代表する意味を持つデータであり、チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない捏造である。チャンピオンデータとは、言ってみれば100人に1人しか成功しないダイエット法で減量に成功した一個人のデータや写真のようなもので、そこには再現性も統計的意味もない。チャンピオンデータは、科学ではなく宣伝である。」（甲1・42頁）

（5）どのワクチンでも緑色に染まる理由

「A氏によれば、なんと発表された写真は、ワクチンを打ったマウスの脳のものではない。実験では、ワクチン接種から2、4、12ヵ月後に、各ワクチンを接種したノックアウトマウスから血清（血液の液体成分）を採取。その血清を別の正常なマウスの脳切片にふりかけて撮った画像なのだという。もちろんこれではワクチ

ン薬剤がBBBを超えるということにはならない。しかし、あの発表では、誰もが『子宮頸がんワクチンを打ったマウスでは12ヵ月経つと脳に異常が起きていた』と理解したはずだ。」

「では、なぜ正常マウスの脳切片はすべてのワクチンで緑色に光るのだろうか。A氏に説明を求めた。すると、「NF-kBp50欠損マウスは何もしなくても自己抗体ができやすいマウス。池田先生にも『他のワクチンも同じように緑色になっているのはなぜ?』と聞かれて、『いや、そもそもみんな自己抗体を持っているんだからどのワクチンを打ったマウスでも光っているんですよ』と答えましたよ」と語った。」

「しかも、実験に用いたのは純血ではなく、正常マウスと交雑させたノックアウトマウスだという。結果を早く出すためだったと言うが、交雑種では起きた異常を何も説明できない。またワクチン投与量は50マイクロリットルらしいが、これは換算するとヒトへの投与量の100倍以上。一体何がしたいのか。」(甲1・43～44頁)

#### (6) 池田修一教授の学部長・学長への執念

「池田教授がいいデータを出せと指示したのか。A氏が自らチャンピオンデータを出したのか。A氏によれば、実験について池田教授に説明したのは昨年12月28日の1時間ほどの1度きりだ。A氏とは、池田教授への説明に使ったという、A氏の立場を証明することになるオリジナルのスライドを見せてもらう約束で別れた。しかし、『今日中に送ります』と言ったスライドは翌日になっても届かず、リマインドのメールを送っても返事がない。非通知設定でかけた電話にやっと出たが『確認して送るところです』と言ったきり、連絡がつかなくなった。最終的には、編集部からの電話を『出す必要ない』とだけ言って一方的に切ったという。」

「それぞれの立場と動機から、捏造に手を染める研究者たち—これが国費を投じた薬害研究班の実態だ。」(甲1・44頁)

(7) 「捏造」の意味するところ

上記(2)の冒頭部分においては、「明らかに脳に障害が起こっている。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者の共通した客観的所見が提示できている。」「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ、脳の海馬・記憶の中枢に異常な抗体が沈着。海馬の機能を障害していそうだ。」という原告池田修一の発表が事実ではないこと、正しくは、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳にワクチンによる異常が発生したという科学的事実はなく、そもそも、このマウス実験はワクチン接種後に症状を訴えている患者とは何ら結びつけることができない実験だった」こと、原告池田修一の上記発表が捏造であることが記載されている。

この冒頭部分は、本件雑誌記事の根幹の部分であり、その後の記述において、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳にワクチンによる異常が発生したという科学的事実はない」こと、「そもそも、このマウス実験はワクチン接種後に症状を訴えている患者とは何ら結びつけることができない実験だった」こと、原告池田修一が事実ではない発表を意図的に行ったことの具体的根拠が記載されている。

上記(3)では、原告池田修一が、本件成果発表会において、遺伝子保有率と遺伝子頻度を混同するという基本的ミスをしていること、NF-kBp50欠損マウスは(ワクチン接種の有無にかかわらず)加齢により海馬に神経細胞死(神経変性)が生じることを指摘し、上記(4)では、原告池田修一が、子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあったにもかかわらず、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したとA氏が話したこと、発表したデータがN=1のチャンピオンデータであることを指摘し、上記(5)では、本件成果発表会で用いられた画像が、そもそもワクチンを打ったマウスの脳のものではないとA氏が話したことのほか、どのワクチンを打ったマウスでも自己抗体が生じること、実験に用いたマウスが交雑種であり、ワクチンの投与量がヒトへの投与量の100倍以上であることを指摘している。一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、これらの本

件成果発表会及びNEWS 2 3における発表に関する事実のほか、上記（6）のとおり、A氏が平成28年12月28日に用いたオリジナルのスライドの提供を本件取材時に約束したにもかかわらず、これを一方的に反故にしたこと<sup>2</sup>も考慮し、原告池田修一が、事実ではない発表を意図的に行った、すなわち、「捏造」を行ったという結論を導いていることが理解できる。

ワクチンを打っていないマウスの脳切片であることを知りながら、ワクチンを打っていないマウスの脳切片を示して、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ、脳の海馬・記憶の中枢に異常な抗体が沈着。海馬の機能を障害していそうだ。」「明らかに脳に障害が起こっている。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者の共通した客観的所見が提示できている。」と原告池田修一が発表したことが、「捏造」を基礎づける主たる部分である（村中調書13頁参照）。

## 2 本件ウェブ記事（甲2）

### （1）タイトル

「子宮頸がんワクチン研究班が捏造」「厚労省、信州大は調査委設置を」「利用される日本の科学報道（続編）」（甲2・1枚目）

### （2）冒頭部分

「3月16日夜、TBSのNEWS 2 3では『“子宮頸がんワクチン”と示された写真だけが緑色に光る画像』が映し出された。ある実験に用いたマウスの脳切片の画像である。」

「NEWS 2 3の画像は、その日の午後、厚生労働省で行われた成果発表会で池田班が用いたスライドを元にしたものである。」

「池田教授はNEWS 2 3に対し『明らかに脳に障害が起こっている。ワクチンを

---

<sup>2</sup> 本件取材との関係で、A氏は、被告村中璃子に画像を提供することにつき、原告池田修一及び塩沢教授から、禁じられたと証言している（A氏調書22頁）。

打った後、こういう脳障害を訴えている患者の共通した客観的所見が提示できている』と語った。」(甲2・1枚目)

### (3) 実験担当者の供述

「A氏が語ったことの詳細は」

「1. 示された画像は、子宮頸がんワクチンを打ったマウスのものではなく、遺伝子異常のある特殊なマウスに、ヒト換算で100倍もの量のワクチンを接種して採取した血清(血液の液体成分)を、正常マウスの脳にふりかけて得たものであった。」

「2. 使用したのは、飼っているだけで数カ月もすれば加齢により神経細胞死が生じる特異なマウス。また、ワクチンを打っていなくても自己抗体(異物ではなく自分を攻撃する異常な免疫)が生じるマウスであった。」

「3. つまり、光っていたのは脳に反応して沈着した自己抗体ではなく、異常マウスから採った血清に含まれていた自己抗体。そのため、子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも、また生理食塩水であっても、強く緑に光る画像はいくつもあった。」

「4. 子宮頸がんワクチンだけが光った画像とグラフは、数あるマウスの脳切片の1つ(N=1)にたまたま起きた状態である。科学的な意義は限りなくゼロに近い。しかし、池田教授はこの組み合わせのスライドだけを選んで公表した。」

「5. この実験の結果がどうであれ、子宮頸がんワクチン接種後に脳神経障害が生じているとする少女たちの症状に結び付けて考えることは一切できない。」(甲2・2枚目)

### (4) 別のマウスに“ふりかけた”

「しかし、実験では、もともと極めて自己抗体のしやすいノックアウトマウスに、子宮頸がんワクチンをはじめとする各ワクチンを接種し、血清(血液の液体成



分)を採取。その血清を、別の正常マウスの脳切片にふりかけて撮った画像なのだという。」

「実験で投与したというワクチン量の50マイクロリットル。これは、換算するとヒトへの投与量の100倍以上だ。一体何がしたいのか。」(甲2・3枚目)

#### (5) チャンピオンデータは科学か

「他のワクチンでも強く光っている写真がたくさんあったのに、池田教授は、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表した。」

「しかも、この発表データは、写真もグラフもサンプル数1。つまり、数いるネズミのうち、仮説にとって都合の良い、たった1匹についてのデータ=チャンピオンデータであった。」

「NEWS 23での池田教授の言葉を聞いた視聴者は、誰もが『子宮頸がんワクチンを接種したマウスの脳だけに異常が起きていた』と理解したはずだ。」(甲2・3～4枚目)

#### (6) 明らかな意図

「池田教授がいいデータを出せと指示したのか。A氏自らがチャンピオンデータを出したのか。A氏によれば、実験について池田教授に説明したのは昨年12月28日の1時間ほどの一度きりだという。A氏とは、池田教授への説明に使ったという、A氏の立場を証明することになるオリジナルのスライドを見せてもらう約束で別れた。しかし、『今日中に送ります』と言ったスライドは翌日になっても届かず、リマインドのメールを送っても返事がない。非通知でかけた電話にやっと出たが『確認して送るところです』と言ったきり、連絡がつかなくなった。最終的には、編集部からの電話を『出す必要ない』とだけ言って一方的に切ったという。」

「A氏は、N=1であることも、脳切片と血清の出所が別であることも、他のワ

クチンでも緑色に染まることも、問わなければ答えなかった。」

「不自然な実験内容、池田教授のテレビでの表現、すぐ出せるはずのオリジナルスライドを一切出さなかったことなどを総合すると、これは『子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳に障害が起きた』と言うために造られた実験であり、“捏造の意図”があったと結論付けざるを得ない。」（甲 2・4～5 枚目）

（7）辞任でうやむや？

「池田教授は、医学部長で副学長であるだけでなく、数千万円の税金を使いながら子宮頸がんワクチン副反応問題という、公衆衛生行政の要である“定期接種ワクチン”の研究を行っている厚生労働省指定の研究班の班長である。子宮頸がんで失われる日本人女性の命は年間約3000人。命に責任を持つ仕事をする医師の1人として、HLA型（関連記事）もマウスも『知らなかった』『勘違いだった』『予備段階の実験だった』では済まされない。また、『論文に出したわけではない』『メディアが報じただけ』という弁明も通用しない。成果発表会より前に、論文をはるかに上回る社会的インパクトのあるTBSの取材をわざわざ受けたのは池田教授自身だ。」

（甲 2・6 枚目）

（8）当事者たちに反省なし

「池田教授の言動は、アカデミアに不正問題に迅速に対応する制度がないことや、科学が分かりにくいことを上手に利用した、科学者として許しがたいものである。

「それぞれの立場と動機から、捏造に手を染める研究者たち—これが国費を投じた子宮頸がんワクチン薬害研究班の実態だ。」（甲 2・6～7 枚目）

（9）「捏造」の意味するところ

本件ウェブ記事は、丙 29（前編）、丙 30（中編）、丙 31（後編）の続編である。丙 31の冒頭部分においては、本件雑誌記事と同様、「明らかに脳に障害が起

こっている。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者の共通した客観的所見が提示できている。」「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ、脳の海馬・記憶の中枢に異常な抗体が沈着。海馬の機能を障害していそうだ。」という原告池田修一の発表が事実ではないこと、正しくは、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳にワクチンによる異常が発生したという科学的事実はなく、そもそも、このマウス実験はワクチン接種後に症状を訴えている患者とは何ら結びつけることができない実験だった」こと、原告池田修一の上記発表が捏造であることが記載されている。

この丙31の冒頭部分は、丙31と本件ウェブ記事の根幹の部分であり、丙31のその後の記述及び本件ウェブ記事において、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳にワクチンによる異常が発生したという科学的事実はない」こと、「そもそも、このマウス実験はワクチン接種後に症状を訴えている患者とは何ら結びつけることができない実験だった」こと、原告池田修一が事実ではない発表を意図的に行ったことの具体的根拠が記載されている。

原告池田修一が、本件成果発表会において、遺伝子保有率と遺伝子頻度を混同するという基本的ミスをしていること（丙31・2枚目）、A氏の語ったことの詳細として、本件成果発表会で用いられた画像が、そもそもワクチンを打ったマウスの脳のものではないこと（上記（3）1.）、ワクチンの投与量がヒトへの投与量の100倍以上であること（上記（3）1.）、NF-kBp50欠損マウスは（ワクチン接種の有無にかかわらず）加齢により海馬に神経細胞死（神経変性）が生じること（上記（3）2.）、ワクチンを打っていないなくても自己抗体が生じるマウスであること（上記（3）2.）、原告池田修一が、子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあったにもかかわらず、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したこと（上記（3）3.4.）を指摘した上で、発表したデータがN=1のチャンピオンデータであること（上記（5））を指摘している。一般読者の普通の

注意と読み方を基準とすれば、これらの本件成果発表会及びNEWS 23における発表に関する事実のほか、上記（6）のとおり、A氏が平成28年12月28日に用いたオリジナルのスライドの提供を本件取材時に約束したにもかかわらず、これを一方的に反故にしたことも考慮し、原告池田修一が、事実ではない発表を意図的に行った、すなわち、「捏造」を行ったという結論を導いていることが理解できる。

本件雑誌記事と同様、本件ウェブ記事においても、ワクチンを打っていないマウスの脳切片であることを知りながら、ワクチンを打っていないマウスの脳切片を示して、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ、脳の海馬・記憶の中核に異常な抗体が沈着。海馬の機能を障害していそうだ。」「明らかに脳に障害が起こっている。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者の共通した客観的所見が提示できている。」と原告池田修一が発表したことが、「捏造」を基礎づける主たる部分である。

第2 本件各記事の真実性及び真実相当性（一般読者の普通の注意と読み方を基準とした場合）

### 1 真実性

本件雑誌記事及び本件ウェブ記事における「捏造」の意味するところは、第1の1（7）及び2（9）のとおりであり、以下、各記載内容が真実であることについて述べる。

（1）「子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳にワクチンによる異常が発生したという科学的事実はない」ことは原被告間において争いがなく（本件マウス実験は、子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳の異常をみた実験ではない）、「そもそも、このマウス実験はワクチン接種後に症状を訴えている患者とは何ら結びつけることができない実験だった」ことについても、野田起一郎氏、吉川裕之氏及び柳沢正史氏の各意見書（丙62の2、丙63の2、丙74の4）から明らかであり、真実で

ある。

原告池田修一は、「明らかに脳に障害が起こっている。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者の共通した客観的所見が提示できている。」とのNEWS 23における発言について、子宮頸がんワクチン接種後の患者の脳障害について述べたものであると供述し（池田調書41頁）、「この原告のコメントは、本件マウス実験について述べたのではなく、原告が診断した患者に関する共通所見を述べたものであったが、TBSテレビが原告のインタビューを編集した結果、原告が説明した趣旨と異なるかたちで切り取られて放映されたものである。」と主張する（原告準備書面（7）11頁2～5行）。

しかしながら、上記の原告池田修一の発言は、「これが脳の画像データだ。子宮頸がんワクチンだけ緑色に光る異常な抗体が出ている。」というマウスの脳に異常が生じたとするナレーションの後になされており、当該発言の後、「異常が見つかったのは脳だけではない。これは子宮頸がんワクチンを打ったマウスの足の裏にある神経の束を撮影したものだ。正常な神経はこのように黒く太いバンドで取り囲まれている。しかしマウスから見つかったのは、この異常がある神経。正常のものと比較すると、この黒いバンドの部分が壊れて亀裂が入り、膨らんでいるのがわかる。」というマウスの神経に異常が生じたとするナレーションがなされていることからすれば、TBSの取材班は、上記の原告池田修一の発言につき、原告が診断した患者に生じた脳障害ではなく、マウスに生じた脳障害について述べたものと理解したと考えられる。

TBSの取材班は、原告池田修一の研究を「2014年からずっとフォローしていて、多分この取材が4回目だった」（池田調書41頁）というのであるから、原告池田修一の発言を誤って理解することは考えにくく、仮に、原告池田修一が主張するように、TBSの取材班が原告池田修一の発言を誤って理解したのだとすれば、それは、TBSの取材において、原告池田修一が意図的にTBSの取材班の理解を誤らせるような説明をしたからだと推認できる。

原告池田修一は、本件成果発表会後に厚生労働省に提出した平成27年度総括・分担研究報告書（甲9）に関する厚生労働科学研究成果データベースにおいて、「成果」「その他のインパクト」の欄に、「またTBSのNEWS23で平成28年3月16日に本班の研究成果が放映された。」（甲10・2枚目）と記載しており、甲9が作成された平成28年5月26日時点においては、NEWS23で放映されたことを成果のひとつとして報告していることが認められる。また、原告池田修一は、平成28年3月16日のNEWS23の放送後、TBSに訂正申し入れをしておらず（池田調書77頁）、現在に至るまで、TBSに対し訂正申し入れをした事実を裏づける証拠もない。このように原告池田修一が、TBSのNEWS23での放映を成果として報告し、放送内容の訂正を求めているという事実は、TBSの放送内容が原告池田修一の発言を忠実に反映したものであることを示している。

よって、「この原告のコメントは、本件マウス実験について述べたのではなく、原告が診断した患者に関する共通所見を述べたものであったが、TBSテレビが原告のインタビューを編集した結果、原告が説明した趣旨と異なるかたちで切り取られて放映されたものである。」との原告池田修一の主張には合理的な根拠がなく、「明らかに脳に障害が起こっている。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者の共通した客観的所見が提示できている。」とのNEWS23における原告池田修一の発言は、本件マウス実験において「(子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけに) 明らかに脳に障害」が起こったことを示す意図でなされたものであると認められる。

したがって、「明らかに脳に障害が起こっている。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者の共通した客観的所見が提示できている。」「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ、脳の海馬・記憶の中枢に異常な抗体が沈着。海馬の機能を障害していそうだ。」という原告池田修一の発表は事実ではなく、「捏造」であるから、この点を指摘した本件各記事の内容は、真実である。

(2) 原告池田修一が、本件成果発表会において、遺伝子保有率と遺伝子頻度を混同するという基本的ミスをしていることについては、原告池田修一が認めるところであり（池田調書58頁）、当事者間に争いはない。

(3) NF-kBp50欠損マウスは（ワクチン接種の有無にかかわらず）加齢により海馬に神経細胞死（神経変性）が生じることについては、A氏自身が陳述書（甲24・3頁）で述べるとおりであり、当事者間に争いはない。

(4) 原告池田修一が、子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあったにもかかわらず、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したことは、以下のとおり、真実である。

子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が存在していたことについては、尋問において、A氏が認めている（A氏調書20頁）。

被告村中璃子準備書面（11）第5の2（3）で述べたとおり、甲17の31枚目・32枚目のスライドは、ワクチン接種後12ヵ月のNF-kBp50欠損マウスから採取した血清を用いて撮影した脳切片の画像であり、これ以外にも、平成28年1月以前に、A氏から原告池田修一に対し、ワクチン接種後9ヵ月の血清を用いた脳切片の画像が示されていたことが認められる。また、ワクチン接種後9ヵ月の血清を用いた脳切片の画像以外にも、プログレスミーティングの段階で、甲17のスライド31・32の4匹分のマウスの血清を用いた画像のほか、6匹分のマウスの血清を用いた脳切片の画像が存在したことをA氏が認めている（A氏調書78頁）。証拠上認められるこれらのマウスの脳切片の画像（甲17の31枚目・32枚目のスライド、ワクチン接種後9ヵ月の血清を用いた脳切片の画像、及び、6匹分のマウスの血清を用いた脳切片の画像）のほか、柳沢正史氏が述べるとおり、本件マウス実験については、脳切片の画像が相当数存在していたことが合理的に推認される

(被告村中璃子準備書面(11)第5の2(4))。

子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚も存在したこと、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを原告池田修一が発表したことについては、本件取材においてA氏が供述し(乙7の2)、被告村中璃子の陳述書(2)で詳細に説明されているところであり(丙83)、このA氏の供述に反する実験ノート・実験データ等の客観的証拠は提出されていない。

よって、原告池田修一が、子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあったにもかかわらず、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したことは、真実である。

なお、そもそも、被告村中璃子は、本件各記事において、「原告がA氏から子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚も手渡されたにもかかわらず、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを選んで発表した事実」を摘示したことはなく、本件取材において「手渡した資料には子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあった。しかし、池田教授は、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表した」とA氏が発言した事実そのものを摘示したに過ぎない。

「子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像」を何枚も「手渡した」との事実についても、本件取材においてA氏が供述し(乙7の2)、被告村中璃子の陳述書(2)で詳細に説明されているところであり(丙83)、真実である。

(5) 原告池田修一が発表した本件マウス実験の実験結果がN=1の結果であったこと(各実験区でマウス1匹の血清を用いた実験であること)については、調査委



員会が認定するところであり、原被告間に争いが無い。子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚も存在したことについては、上記（４）で述べたとおりである。

プログレスミーティング当時、及び、本件成果発表会当時、原告池田修一が、甲 17 のスライド 31・32 の実験結果につき、N=1 であること（各実験区でマウス 1 匹の血清を用いた実験であること）を認識していたことは、尋問において、原告池田修一が認めている（被告村中璃子準備書面（11）第4の2）。

よって、原告池田修一が発表したデータがN=1 のチャンピオンデータであることは真実である。

（6）本件成果発表会で用いられた画像が、そもそもワクチンを打ったマウスの脳のものではないことは、当事者間で争いが無い。

（7）どのワクチンを打ったNF-kBp50欠損マウスでも自己抗体が生じることについては、A氏自身が陳述書（甲24・10頁）で述べるとおりであり、当事者間に争いは無い。

（8）実験に用いたマウスが交雑種であることについては、A氏が本件取材で「F2」（交雑種）のマウスを用いた旨供述するところであり（乙7の2・15～18頁、24～26頁）、子宮頸がんワクチンのマウスへの投与量がヒトへの投与量の100倍以上であることは、本件取材時にA氏が持参した資料にマウスへの投与量が記載されていたことから（50マイクロリットル）、この投与量から被告村中璃子が専門家に依頼して算定したものである。

よって、実験に用いたマウスが交雑種であり、ワクチンの投与量がヒトへの投与量の100倍以上であることは真実である。

(9) A氏が平成28年12月28日に用いたオリジナルのスライドの提供を本件取材時に約束したにもかかわらず、これを一方的に反故にしたことは、A氏が尋問で「しつこいから」渡さなかったと供述するところであり、真実である（A氏調書22頁、丙71・9頁、丙73）。

(10) 以上のとおり、本件雑誌記事及び本件ウェブ記事の内容は真実であり、少なくとも重要な部分において真実である。

## 2 真実相当性

仮に、「明らかに脳に障害が起こっている。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者の共通した客観的所見が提示できている。」「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ、脳の海馬・記憶の中枢に異常な抗体が沈着。海馬の機能を障害していそうだ。」という原告池田修一の発表につき「捏造」とであると表現することに関し、真実であるとの証明がなくても、被告村中璃子は、原告池田修一の発表を「捏造」とであると表現することの妥当性に関し、京都大学大学院医学研究科附属ゲノム医学センターの松田文彦教授のほか、複数の専門家に確認した上で、「捏造」という表現を採用していることから（丙71・10頁）、原告池田修一の発表が「捏造」とであると信ずるについて相当の理由があり、被告村中璃子の故意・過失は否定される。

## 第3 本件各記事の真実性及び真実相当性（原告池田修一の読み方を基準とした場合）

### 1 原告池田修一の読み方及びその失当性

原告池田修一は、本件雑誌記事及び本件ウェブ記事の「捏造」の意味に関し、「原告がA氏から子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚も手渡されたにもかかわらず、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と

他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを選んで発表した事実」の摘示のみをもって、原告池田修一の行為を「捏造」と表現したと主張する。

しかし、本件雑誌記事には、A氏が「原告に」子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像を何枚も「手渡した」との記述はなく、渡した先を特定せずに単に「手渡した」とする記述があるだけであり、本件ウェブ記事には、そもそも「手渡した」との記述はない。したがって、本件雑誌記事及び本件ウェブ記事において、「原告がA氏から子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚も手渡された」との事実が摘示されたとの原告池田修一の主張は、本件各記事の記述に基づくものではなく、主張自体失当である。

## 2 真実性

仮にかかる原告池田修一の主張を前提としても、「原告がA氏から子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚も手渡されたにもかかわらず、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを選んで発表した事実」については、本件取材においてA氏が供述し（乙7の2）、被告村中璃子の陳述書（2）で詳細に説明されているところであり（丙83）、真実である。

## 3 真実相当性

仮に当該事実が真実であるとの証明がなくても、以下述べるとおり、本件雑誌記事発売時点（平成28年6月20日）、本件ウェブ記事掲載時点（平成28年6月23日）のいずれにおいても、被告村中璃子には、本件取材におけるA氏の供述を真実と信ずるについて相当の理由があるから、被告村中璃子の故意・過失は否定される。

### （1）本件雑誌記事について

本件取材が実現した経緯については、丙71の陳述書に記載されたとおりである。

本件成果発表会の直後、被告村中璃子は、本件成果発表会の発表資料（甲4）、本件成果発表会の録音データ（丙37、甲18）、NEWS23の映像（丙79、乙1）を入手した。被告村中璃子は、これらを分析し、専門家に意見を聞いた上で、平成28年3月22日、本件成果発表会及びNEWS23における発表に関し、原告池田修一にメールで問い合わせたが、原告池田修一は本件マウス実験に関する質問に回答しなかった（甲21、丙71・6頁）。

宮川剛氏は、平成28年3月28日、A氏に対し、電子メールにより、本件マウス実験に関し問い合わせている（乙8・4頁）。平成28年4月20日、宮川剛氏はA氏に面会し、被告村中璃子のA氏に対する取材依頼を伝達し（丙68の2枚目）、その後も、宮川剛氏は、複数回にわたり、A氏に被告村中璃子の取材に対応するよう促したが、A氏は、原告池田修一と塩沢教授の意向を理由に取材に応じなかった（丙68、丙69）。なお、乙8・12頁に記載された平成28年4月8日付け原告池田修一から宮川剛氏宛のメールに関し、被告村中璃子は、宮川剛氏から、平成28年4月17日にメール転送の形で提供を受け、被告大江と共有しており、そのほかの宮川剛氏と原告池田修一間のメールのやり取りについても、宮川剛氏からメール転送の形で提供を受け、被告大江と共有している（大江調書46頁、村中調書50頁）。

被告村中璃子は、これと並行し、鈴木光明氏（日本産婦人科医会のがん対策委員会会長）経由で、A氏に取材を依頼したが、A氏は鈴木光明氏への電話で、取材を拒否した（丙71・9頁）。

平成28年5月30日には、被告村中璃子、宮川剛氏、鈴木光明氏の連名で、当時A氏が教授を務めていた国際医療福祉大学に対し、取材の申し入れを行った（乙9）<sup>3</sup>。

平成28年5月30日、被告村中璃子は、被告大江とともに、塩沢教授の前任教

---

<sup>3</sup> 乙9の申し入れ文書は、被告大江が起案し、その内容を被告村中璃子、宮川剛氏、鈴木光明氏が確認した上で、送付されたものである（村中調書36頁）。

授であった小西郁生氏（国立病院機構京都医療センター院長、前京都大学医学部婦人科学産科学教授、元信州大学医学部産科婦人科学教授、元日本産科婦人科学会理事長）と面会し、A氏に対し、被告村中璃子の取材に応じるよう働きかけてもらうよう依頼した（乙12・6～7頁、丙71・8～9頁）。A氏は、平成28年5月30日と31日の2日間、1時間以上にわたって小西郁生氏と話し合いをし、被告村中璃子の取材に応じることを決断した（A氏調書12頁）。

平成28年5月31日、被告村中璃子がA氏に電話をかけると、A氏は「沈着と書いたのは自分ではない」という同じフレーズを数回繰り返しながら、取材を受けることを承諾した。また、電話でA氏は、大ボスである小西先生からの勧めでもあり会いたいと思うが、原告池田修一、塩沢教授は被告村中璃子と会うことに関して難色を示している、とも話していた（丙71・9頁）。

本件取材に至る経緯は上記のとおりであり、A氏が、平成28年3月28日の宮川剛氏の問い合わせがあって以降、平成28年5月31日に取材に応じることを決断するまで、十分な熟慮期間があり、最終的には、自身の恩師である小西郁生氏からの説得を受け、原告池田修一及び塩沢教授の意向に反して、本件取材に応じたことが認められることから、本件取材におけるA氏の供述は、信用性が高い。

被告村中璃子としても、本件取材当時、A氏が、「研究者としての良心」に従って本件取材で真実を話したと考えており（村中調書9～10頁）、原告池田修一と塩沢教授が取材に応じない意向を明確にしていたことも考慮すれば、本件雑誌記事が発売された平成28年6月20日時点において、本件取材におけるA氏の供述を真実と信ずるについて相当の理由がある。

## （2）本件ウェブ記事について

本件雑誌記事が掲載されたウェッジが平成28年6月17日金曜日着でA氏に送付された後、「今からでもお話しいただけることがあれば、ウェブ記事でのトーン  
の修正は可能です。」との被告村中璃子のメールに対し、A氏は、「私といたしまし

では、先日御会いした際、御話しをした内容が真実で、だいたい全てです。」と被告村中璃子に回答している。「記事（本件雑誌記事）への反論や修正点はなく、原則、この内容でウェブにも掲載するという理解で宜しいのですね。」との被告村中璃子のメールに対し、A氏からは具体的な反論や修正に関するコメントはなされなかった（丙73）。

上記（1）で述べたことに加えて、平成28年6月19日から21日にかけてなされた上記のメールのやり取りからも、被告村中璃子には、本件ウェブ記事が掲載された平成28年6月23日時点において、本件取材におけるA氏の供述を真実と信ずるについて相当の理由がある。

#### 第4 原告池田修一が不法行為責任を負い、本件訴えは却下されるべきこと

平成30年2月1日付け反訴状で述べたとおり、原告池田修一は、本訴請求が不法行為の成立要件を満たすものではなく、事後的・法律的根拠を欠くにもかかわらず、そのことを知りながら、または、通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会、及び、同会の支援者らと連携の上、科学的観点から子宮頸がんワクチン薬害説を否定する被告村中璃子の言論を封殺し、子宮頸がんワクチン薬害国賠訴訟（原告池田修一が相当数の原告少女・同会所属の親の子である少女を診察している）を有利に進める目的で、本訴を提起したものであり、本訴の提起は、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものとして違法である。

柳沢正史氏は、「今回、池田修一氏が村中璃子氏に対し、『ねつ造』はなかったとして名誉毀損訴訟を提起していますが、池田修一氏がなぜ本件を裁判に訴えたのか、研究者として理解できません。研究者の常識として、自身が発表した研究成果の内容や信頼性に疑義が生じたのであれば、実験データや実験ノートを公表するなどして、誠実に説明した上で、誤りがあればきちんと訂正しなければなりません。池田修一氏が発表した研究は、厚労省の科学研究費を用いた研究であり国民の税金

が使われていますし、研究の内容も子宮頸がんワクチンの安全性に関するものであって国のワクチン政策に大きな影響を与えるものですから、なおさら池田修一氏には誠実な対応が求められています。（中略）池田修一氏自身、国立大学の医学部長まで務めた研究者である以上、自身の発表が『ねつ造』と評価されても仕方がないことは十分理解しているはずです。」と述べている（丙74の4・8頁）。

被告村中璃子準備書面（11）第4で述べたとおり、原告池田修一は、平成28年3月16日時点において、本件成果発表会及びNEWS23で示された脳切片の画像が子宮頸がんワクチンを打っていないマウスの脳切片であったこと、本件成果発表会及びNEWS23で示された本件マウス実験の実験結果がN=1の結果であったことを認識していたのであるから、自身の発表が「ねつ造」と評価されても仕方がないことを十分理解していた。専門家の意見書に基づき、本件成果発表会及びNEWS23における原告池田修一の発表が「捏造」と指摘した被告村中璃子準備書面（8）に対し、原告池田修一は、一切反論しておらず、自身の発表が科学界において「捏造」と評価されることを事実上争っていない。原告池田修一は、予備調査委員会及び本調査委員会に対し、本件成果発表会及びNEWS23で示された本件マウス実験の実験結果がN=1の結果であったことを知らなかったと虚偽の説明をし、裁判所に対しても、調査委員会に提出したプログレスミーティングの資料（計19枚）とは異なるプログレスミーティングの資料（甲17・計47枚）を提出するなど、「捏造」に「捏造」を重ねていると評価されても仕方がない行為を行っている。

原告池田修一は、本訴請求が不法行為の成立要件を満たすものではなく、事実に・法律的根拠を欠くことを十分に認識しながら、本件訴訟においても「捏造」と評価されても仕方がない行為を行っており、その違法性は強い。原告池田修一の本訴提起は違法であり、原告池田修一は被告村中璃子に対し不法行為責任を負うとともに、被告村中璃子準備書面（10）で述べたとおり、本件訴えは却下されるべきである。

## 第5 主張の援用

本件訴訟における被告ウェッジのすべての主張（答弁書及び各準備書面）について、被告村中璃子の主張に反しない限度において、これを有利に援用する。

以上